

## 代表的なアナログ規制の点検について

デジタル庁に設置するデジタル臨時行政調査会において、全省庁的に代表的なアナログ規制である7項目（※）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される法律等の点検が行われました。  
（※）目視規制、実地監査規制、定期検査・点検規制、常駐・専任規制、対面講習規制、書面掲示規制、往訪閲覧縦覧規制

このうち、目視規制について、デジタル技術等の活用等が可能かどうか不明確なものがあったことから、規制の明確化を行うために、該当する法令を掲載いたします。

### 【目視規制】

- 目視規制とは、人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
- phaseの考え方は、以下のとおり
  - phase 1：法令等により、①「目視」、「実地」、「巡視」、「見張人を配置」と規定しているもの、又は②「目視等」、「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確なもの
  - phase 2：デジタル技術の活用等により、情報収集を遠隔化し、人による評価が行われているもの
  - phase 3：デジタル技術の活用等により、情報収集を遠隔化し、AI等を用いた評価の精緻化や、情報整理等の自動化・無人化が行われているもの

対象法令名		規制等の内容概要	phase	備考	所管課	公表日
健康増進法	第24条 第1項	特定給食施設における立入検査等	2	その実施目的が適切に達成できるなど実施の効果に配慮した上で、帳簿、書類等を始め、当該立入検査等の内容等に応じてデジタル技術の活用を妨げるものではない旨、周知した。	健康・生活衛生局 健康課	令和6年6月

（ご参考）デジタル臨時行政調査会 ※デジタル庁ウェブサイト

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>